

## 第2回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和3年7月30日（金）9時30分～11時25分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、宮地監督課長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について

(2) 最低賃金に関する基礎調査結果等について

(3) 鳥取県最低賃金の改正審議について

(4) その他

今後の日程について

5 資料目次

(1) 最低賃金に関する基礎調査結果

(2) 令和3年第11回経済財政諮問会議資料の資料3-1及び資料3-2等

(3) 第527回鳥取地方最低賃金審議会における委員からの質疑に係る説明資料

(4) 消費者物価指数の推移

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 皆さん、おはようございます。ただ今から第2回鳥取県最低賃金専

門部会を開催いたします。

それでは、本専門部会の成立について確認いたします。本日は、委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

傍聴者の方々には、受付でお渡ししております厳守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いします。

○佐藤部会長 おはようございます。今日もお暑い中、大変ありがとうございます。今日も審議が熱くなるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

では、まず1つ目からいきます。鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出についてから始めたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○今井賃金室長 それでは、最低賃金法第25条第5項に基づき、令和3年6月24日付けで関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、鳥取県労働組合総連合事務局長の堀尾結美様から意見発表申込書が提出されてございます。なお、意見陳述関係の資料は特に無いとのことでした。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、関係労働者からの本審議会に対しまして意見陳述の申入れがあったということで、最低賃金法第25条第5項に基づき、御意見をお伺いしたいと思います。

意見陳述につきましては10分以内でお願いしたいと思います。

○今井賃金室長 それでは、鳥取県労働組合総連合、堀尾結美様から意見の陳述をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○意見陳述人 では、座らせていただきます。

最初に、本日は最低賃金に関する意見表明の時間を頂きまして、ありがとうございます。私は、鳥取県労働組合総連合、鳥取県労連で事務局長をしております堀尾です。本日は、私どもの県労連参加組織である鳥取県生協労組の組合員の意見を紹介して、それから意見表明を行いたいと思います。

私は、鳥取県生協にパートとして働いて17年になります。生協にパートとして働く前は子供も小さかったので、家で内職や短時間のパートに出ていました。当時は、夫に年2回の賞与もあり、何とか貯金もしながら、年に何回か県外に旅行も行っていました。夫に

自分の家を持ちたいと言われて、今からだとローンが定年を過ぎてしまうが何とかかなりそうかなと家も建てました。子供が高校に入り、タイミング良く生協で働かないかと声をかけられ、その頃は最低賃金のことなど何も知らないまま、ほかの職場より時給が高いなと思いつつ入協しました。その当時の最低賃金を見比べると、生協は本当に時給が良かったようです。

労働組合のことも何も知らないまま声を掛けられ、労働組合活動に参加しました。そこで毎年のベアなどの闘いを知り、そのベアも最低賃金により変わってきていると徐々にやっとなんか分かってきました。

その後、情勢が変わってきたのか、夫の賞与がなくなり、家のローンの年2回のボーナス月の支払いをどうしようかと、貯金を崩しながら毎日の生活も今までとは少しずつ変えながら、今も苦しい中、何とか支払いをしています。

労働組合活動の中で、職場の声として、鳥取は最低賃金が低いので賃金が安く、生活が苦しく、毎日大変だと聞きます。もちろん私の生活も苦しいのです。毎月の家のローンだけでも大変です。風邪を引いても病院代が掛かるので、市販の薬で頑張っています。

鳥取の最低賃金は全国でとても低く、何が違うのでしょうか。コンビニでの商品は同じ値段です。都会の方がスーパーなどがたくさんあり、安い物がありますよね。買物したくても、安い賃金の中では食材も考えてしまいます。交通の便も、都会は電車で通勤しますが、鳥取など地方は車での移動です。家族1人に1台です。車の維持費もばかになりません。

最低賃金が上がり、時間給が上がると、生活にも余裕ができて、買物に行く気にもなり、手に取る物は買物籠に入るでしょう。そうすると、スーパーなどのお店も繁盛していきます。そうやって回っていくのではないのでしょうか。全て最低賃金に掛っていると思います。コロナ禍だからと最低賃金を上げないのは、逆に全てが下がる方向に進んでいきます。今だからこそ、ぜひ最低賃金の引上げをお願いしますという意見です。

これに少し補足しますと、彼女は今時給830円です。週に勤務時間が26.5時間で、ざっと一月が4週とすると、87,980円ということになります。社会保険料は無しで、扶養家族の範囲内での勤務ということになっています。

新型コロナウイルスの感染拡大は、非正規労働者や低賃金労働者の雇用や暮らしを直撃しています。彼女も含めてですけれども、これらの労働者は最低賃金近傍で働いており、元々蓄えの無い者も多く、生活を維持することさえ困難な状況に陥っています。総務省労

働力調査によると、非正規労働者数は2016年に2,000万人を超え、2018年には2,120万人と増加しており、雇用労働者に占める非正規雇用の割合は、ここ数年4割弱で推移しています。非正規労働者の女性の割合は6割近くを占めています。ダブルワーク、トリプルワークなど、複数の職場で働く非正規労働者も増えています。非正規労働者の増加と低賃金が少子化の要因となり、日本の将来を危うくさせていることは明白です。主たる生計者が非正規労働者であるという事態が普通に存在する下で、暮らしは改善どころか、さらに厳しい状況となっているのが現実であり、生活維持、向上こそ求められており、将来にわたって労働力を再生産できる賃金とすることが緊急に求められている状態だと言えます。

コロナ後も見据えて経済回復を図っていくためには、国内総生産6割近くを占める個人消費の拡大、消費購買力の向上を経済政策の基調に据える必要があります。最低賃金の引上げは、デフレ不況脱却にも効果的であり、購買力を掻き立て、企業収益にもメリットをもたらします。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。コロナ禍だからこそ、またコロナ後の経済回復を見据えても、賃金の底上げが内需を喚起し、雇用を維持、拡大することにつながります。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。

2016年の経済センサス活動調査では、日本における企業数の99.7%を中小企業が占め、全労働者の約70%が雇用されているとされています。中小零細企業が大半を占めている鳥取では、大幅な最低賃金引上げと同時に、中小企業への支援が必要不可欠です。中小企業への支援策として、国による最低賃金引上げに対する直接的支援策を講じるべきと考えています。鳥取県の昨年度の業務改善助成金は10件の請求があり、900万円の支出と伺っています。平均すると、1件相当90万円程度となります。この額では余りにも少ないのではないのでしょうか。政府の用意する生産性向上のための業務改善助成金の活用件数は少なく、中小企業のものとはなっていないことは明らかです。

そもそもサービス業においては、賃金こそが生産性を決定します。低賃金のままでは生産性は上がりません。コロナ禍の下で、事業の縮小や休業又は廃業に追い込まれている事業所で生産性向上が見込まれるのか、甚だ疑問であり、この施策の見直しが必要ではないかと考えています。解決すべき中小零細企業の収益性の低さであり、なぜそのような事態となっているのかを分析し、改善する政策を提示することです。コロナ禍で大幅な人の移動や経済活動が制限される中で、自らの足元を見詰め直し、地域経済をどう循環させてい

くか、考えることが必要です。

また、企業への直接的な支援として、最低賃金引上げに伴う社会保険料の減免、軽減措置の実施などの支援策を講じていくことも必要であり、使用者側の皆さんにも国に対して意見を上げていただきたいと考えています。この支援策の財源は、中小企業予算の増額はもちろんですが、大企業の内部留保の取崩しや富裕層への優遇税制の見直し、防衛軍事費の削減などをして充てていくべきと考えております。

次に、第527回本審の中で紹介していただきました、私ども鳥取県労連が提出した「2021年鳥取県最低賃金の改定にあたっての意見」の中で述べていることですが、審議会において使用者側委員から、通常の事業の支払能力に基づく主張が行われます。しかし、最も重要な視点である労働者の生計費の視点を中心に置いて考えていく必要があると考えています。賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされています。これは、近代市民法の大原則である契約自由の原則に基づくものであると同時に、憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定めています。つまり最低賃金制度は、憲法第25条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正を加えているのです。

さらに、憲法第27条第2項では、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を立場する立法を国に命じています。労働者の多くが賃金に依存して生活していることから、賃金は生存権を保障する水準であるべきで、払えるかどうかで決めるのは本旨ではありません。賃金を企業収益の分配として考える支払能力論では、賃金が労働の適正な対価であるという大原則を見失わせてしまいます。

なお、鳥取県統計課の毎月勤労統計調査によると、2020年の県内パートタイム労働者、これは事業所規模5人以上のものですけれども、時給は1,046円で、県内最低賃金額を254円上回る水準となっています。県内の労働者には、現に通常の賃金支払能力に基づいて賃金が支払われており、事業主には現状の最低賃金額を大幅に引き上げるだけの支払能力が存在していると言えます。最低賃金額の改定については、生計費にのっとり、8時間働けば普通の生活をしていくことができるために必要な水準での改定をしていくべきです。

もう1点述べておきたいのは、地域間格差の是正についてです。今年の中央最低賃金審

議会の目安額は、全国一律28円となりました。2002年度以降の過去最大の引上げ額ですが、4ランクともに同額としたのでは地域間格差の解消とはなりません。また、人、物、金が全国各地を自由に移動している状況であるのに、都道府県ごとに最低賃金額を決定していくのは、もはや無理があるのではないのでしょうか。鳥取と東京の賃金格差は221円、近隣の兵庫県は900円ですが、その差は108円となります。鳥取東部に居住する人は、兵庫県の新温泉町の方へパートに出る方もいます。また、鳥取の賃金は安いといっておいて大阪に移住してしまった人もいます。新型コロナの感染により自由に県外への移動ができなくなり、観光業なども打撃を受けていますが、県内の労働力の確保や地域経済を循環していくには、やはり最低賃金の引上げが何よりも効果的であり、全国一律最低賃金制の確立に向けた議論も重要になってくると思います。

私たちの主張は、非正規や女性、青年労働者が安全安心、安心安全、どこかの、誰かの言い振り、それとはまた意味合いの違う、安心安全の普通の暮らしの実現です。それは、不況やコロナ禍で左右されるものではありません。コロナ後の地域経済の活性化を見据えた最低賃金額の大幅な引上げを求めるものです。

以上で終わります。ありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただいま堀尾様から貴重な御意見を頂きましたが、委員の皆さんから何か御質問や御意見などありますでしょうか。ございませんか。

では、今、意見陳述いただいた内容につきましては、今後の審議においてしんしゃくさせていきたいと思っております。

堀尾様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

○意見陳述人 ありがとうございました。

○佐藤部会長 それでは、引き続きまして、議事の2番目に行きたいと思えます。

最低賃金に関する基礎調査結果等について、事務局から説明をお願いします。

〔資料説明〕

○佐藤部会長 ありがとうございました。

それでは、いただいた説明について、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

宮城委員、お願いします。

○宮城委員 今の説明で、数字の方は分かったのですが、具体的なある時期と言われて、それで資料の60ページの令和3年1月から3月までは544兆円超でね、544兆40

02億円ですか、これを比較するのであれば、1年前の令和2年1月から3月までとで行うのが普通ではないでしょうか。4月から6月と、1月から3月を比較しても、少しおかしいのではないかと思います。そこだけです。何か数字のところを抽出したような感じがしましてね。普通、前年同期比というのが比較の対象だと思うのですが、これでいけば、前年度と比較すると前期比1.3%マイナスになっていますよね。そういう比較の仕方をする事自体が非常におかしいと私は思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

この点について、事務局から何かありますか。

○今井賃金室長 特に用意してございません。御指摘のところは御意見、御見解として承りたいと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員 基礎調査結果、ありがとうございました。今日は、率直的な感想も含めて述べさせていただきますと、まず、資料の38ページに棒グラフがございまして、今28円という目安額が出ているのですが、それを意識して議論を深めるとするならば、この790円から799円の壁と、800円から809円の壁、これをどう乗り越えていくかということが議論の中心になっていくのではないかなと受け止めております。

それから、先ほど堀尾さんの意見陳述もございましたけども、やはり使用者側にもこのコロナ禍というのは非常に苦境を及ぼしているのも事実でございますが、我々労働者にも非常に影響を及ぼしているのも事実でございます。私は労働者側の立場ですから、2、3点述べさせていただきますと、やはり特にこのコロナ禍によって、エッセンシャルワーカーという横文字も出てきましたけれども、この中にはやはり最低賃金近傍で働く方がたくさんいらっしゃいます。それがこのコロナ禍を支えているのも事実でございます、その労働者の皆さんにどう報いていくかというのも大きなポイントかと思っています。

また、このコロナ禍で、皆さん今日マスクされております。もちろん消毒もされていると思います。そういう衛生用品の購入というのは、このコロナ禍が無ければ費用支出は無いわけでありまして、その辺りも実質、最低賃金近傍で働く人、そうでない人も含めてなのですが、国民全体にやはり家計の負担が及んできているのも事実でございます。

あわせて、緊急小口資金等の貸付けがあるのですが、全国的にはリーマンショック時の50倍ぐらいですね、その貸付けが増えているというのも事実でありまして、そう

いう状況を見たら、やはり生活、家計というのは非常に苦しいのではなかろうかなと思っております。そこに、そういう方々に対してどう報いていくか、この三者協議の中で議論を深めていく必要があるのではないかなと思っております。

今回、いろいろ全国でも審議が紛糾しているようにお聞きしております。その中の1つの原因が、この28円の根拠といましょうか、これらについてやはり明確な説明がされていないというのが全国で散見されておりますよね。非常に事務局は苦しいかと思いますが、この資料があるからこれを見てくださるのではなくて、こういう過程で28円が決まったのだとお示しいただきたいです。確かに総理大臣が骨太方針で加重平均1,000円を目指す、そのためには3%上げていくというのもあろうかと思いますが、最低賃金の3要素含めて、何かその辺の根拠たるものを客観的にお示しただければ、それに対して異論や反論や賛成などがあるかと思しますので、もう少し見える化をして議論をする必要があるのではないかなと思っております。

それから、今日、経営者協会さんがアンケートの結果を出されて、後から説明されるかもしれないけれども、今のアンケートはいつ締めるのか、多分これは途中段階のものだと私は認識していますけれども、それを踏まえないとなかなか労働者の声や使用者の声というのが整理できませんので、事務局としてはいつまでに最終アンケートを我々に示していただけるのかというのを少しお聞きしておきたいと思しますので、非常に難しいことも申しましたが、できる範囲で御回答も賜ればと思います。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、事務局の方で御回答をお願いします。

○今井賃金室長 まず、アンケート結果でございますけれども、最後のアンケートを反映したものは、次回お示しをさせていただきたいと思っております。

もう後1点の目安28円になった根拠が分かるものということでございますが、見える化ということでいきますと、資料ということでは公表されているもの以上には私どもも持ち合わせておりませんので、この資料とこの資料ということを照らして言うのはなかなか難しいところではございますが、公式見解の説明振りを見ますと、1から7までの状況を総合的に勘案すればということとなっておりますので、平成28年から令和元年までは最低賃金を3%から3.1%は引き上げてきたという時期と比べて、本年度の状況は大きく異なるとは言えないと、その時期と同程度引き上げた場合に、マクロ的に見た場合の雇用に大きな影響を与えることとまでは言えないと考えられるところで、この資料でストレー



トに出ていますという御回答ではないですが、一旦、これを回答とさせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

○田中委員 よろしくはないですね、全然。それはやはり、いいか悪いかは知りませんが、こういうことで28円となったということが、この7項目ではなくて、何かA4、1枚ぐらいに整理されて、こういうことですよというのが分かれば、使用者側もそれに対する反論や正論などを述べられると思うので、室長に大変申し訳ないのですが、こういう曖昧で勝手に、中央で28円に決まったので、鳥取県もこれを適用して議論していきますというようなことではなかなか納得できません。我々は納得する額かもしれませんが、皆さんに納得してもらわなければならないわけですから。要は、賃金を上げたくない方々にも、この28円は適正ですよというところを納得してもらわなければならないわけでございまして、そこを何か地方労働局として努力できないかというのが私の意見でありまして、これ、中央最低賃金審議会のもので読んでくださいでは少し芸が無いような気がするのですが、どうでしょう、部会長。

○花原委員 いいですか。昨年も結局、中央の目安は雇用を守るという形で据置きになりましたよね。だから、雇用を守るということで据置き、各地方については1円、2円という形で、最低賃金は上がったと。だから、田中委員の言われるように、何で今年28円なのかと思います。ただ、平均が930円になるわけですよ。政府が出している1,000円という目標を考えると、後70円足りないということになってくる。例えば、今年28円になったら、来年が35円、再来年が35円と、全く根拠の無い数字がまず上がってくるというのが私の一番大きな疑問点です。

テレビを見ていたら完全失業率が2.9%と出ていましたけれども、これは結局、雇用調整助成金等があったために2.9%になっているのであって、もしそれが無ければ5.5%ぐらいの失業率になっていたと思います。政府のいろんな支援もあるかもしれませんが、これが終わってしまったら全部負担が掛かってきます。これが継続的に、ずっと恒久的に支援がある、例えば、先ほど県労連の方が言われたように、社会保険料の免除、例えば、給料の低い人について会社負担分が免除というような恒久的な施策があれば、賃金の上昇分の見合い分がそこで吸収できて企業の負担は無いと思いますけれども、雇用調整助成金や持続化給付金は一時的なものであって、給料のアップはずっと将来的に続きます。最低賃金が引き下げられるという条件があればこれは言えないのですが、大体下げる

ということはまず無いと思いますので、継続的に企業に負担が掛かってくる、そうすると企業が潰れ、失業率が高くなり、後は生活保護に回っていくというような悪循環に私はなると思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

平木委員。

○平木委員 皆さん、同一労働同一賃金ということを叫ばれていますけれども、我々使用者側からしますと、同一労働同一賃金ということは、従業員さんを今度比較したときに、一番簡単な仕事をしている人が例えば最低賃金が適用されるとすると、ほかの人は同一労働ではないわけですから、最低賃金が上がるとほかの人の給料も全部見直さなければならぬ、全員が上がってくるのだという認識も持っておいてほしいです。

そうすると、経営者側にはどういう影響があるかということですが、例えば、1時間30円上がりますと、大体うち辺りですと、1か月間に5,500円、6,000円ぐらい1人の給料が上がるわけですが、それで従業員が30人いれば18万、20万、1年間で200万の人件費が掛かる。そのことについて誰が負担してくれるのか。ここ近年、私も出させてもらっていますが、去年はアップが2円でしたけれども、ここ数年20円から上がってきています。我々、結審して本審でまとめていただくときに必ず意見として、鳥取県の場合は中小零細企業、下請が多いのだから、発注者側に、いわゆる発注単価の見直しをして、適正な価格で発注していただけるように、政府として働きかけをしてくださいというようなものも付けて出していると思うのですが、例えば、今回28円の目安が出ましたけれども、では28円払えるようにするからというのが1つありませんよね。要するに、売価に反映できる仕組みができていないのです。その辺のところを考えていただいて、もちろん経営者ですから、従業員の方々の生活のこともちろん考えますし、それが大事なのはよく分かっていますけれども、これを払える余力があれば払いたいのですが、なかなかそれを払える状況になっていない。そういう状況を皆さん御理解いただいて意見を出していただければと思うところです。

○宮城委員 今日、意見陳述をお伺いしまして、確かに労働者の皆さんの生活の不振といましようか、苦しさというのは重々確認できたと思います。

それで、実は、今までの資料をいろいろ説明していただいて、例えば、お願いした資料の中にGDPの推移と最低賃金の推移というのはたくさん資料がありますのですぐには出てこないと思うのですが、その中で、例えば、2015年の県の最低賃金は693

円だったのですね。その4年後、2019年の最低賃金は790円です。去年は2円の引上げでしたから、異常値と思われるので、そこは4年間から除きました。それで見ますと、2019年は790円になっていますから、2015年の693円と比較すると11.4%上がっているわけです。実質GDPを比較すると3.0%しか上がっていないのですよね。最低賃金は4年間で11.4%上がりましたが、GDPは3.0%しか上がっていないというような形になっているのです。ですから、当然イコールではないですよ。先ほど意見陳述であったように、GDPの6割が個人消費ですから、そのまま反映するわけがない。

先ほど平木委員が言われましたけれども、最低賃金を28円引上げするとなると、保険に大体皆さん最近入られていると思いますが、社会保険料を含めると130%と、100%以上になるのですよね。28円上がったとしても、恐らく35、6円、会社としての負担は増えます。個人の負担も増えますから、個人の負担はほとんど行政、国の方に行って、事業主の負担も国の方に行きます。目減りした部分で生活範囲としてやっていくから、事業者としては経営が厳しくなっていく、賃金の引上げ等ですね。それで、個人の方も100%享受できるというわけではないということで、賃金が上がれば政府はもうかるような仕組みになっているわけですね。

その先の問題として、先ほど意見陳述で、まずは個人の生活が第一だというお話がありました。それは当然否定する気は無いのですけれども、給料は事業所から出るので、事業所が潰れてしまえば個人の給料の引上げも何も無いわけですね。経営者としては、先ほど平木委員が言いましたように、従業員の方が少しでも生活が楽になるように一生懸命やっておられるのは事実です。自身の収入を抑えて、従業員に還元しておられる経営者もいらっしゃいます。ですから、私が知っている範囲内では、収益の部分を懐に入れようとか、自分の資産に加えようかという方はほとんどいらっしゃらないと思っております。前回も言ったのですが、よく収益が改善したと言うのですけれども、それは政府がまとめている大企業中心の数字であって、中小零細企業全て一まとめにしてやっていけば、おのずと数字は予想できると思います。ですから、これからコロナ禍における事業継続、これについてどうすれば事業継続できるのだろうかということに思いをはせながらこの審議をしないと、影響が出てくるのはこれからだと思っております。

前回お示しいただいた、毎月出ている県の経済動向がありますよね。7月21日の本審の資料の65ページを見ていただくと、上の段に雇用保険受給状況というのがありまして、

前年比が出ています。これを見ていただくと、今年の5月まで、10か月間連続で前年比プラスになっている。これは、やはりコロナ禍の影響であると思わざるを得ない、その他の状況は考えられないと私は思っています。

全県で7月29日、昨日から感染増大警戒情報が出ましたよね。感染者は昨日の発表によれば28名で、従来から見て2番目の人数でした。県外からも人が来ないようにしていただきたい、県内での移動も控えていただきたいということになると、県内の経済状況というのはますます悪化していく、これはもう目に見えているわけですよね。それを考えながら今回の審議をしなければいけない。思わぬところで経営破綻になっていく企業も恐らく出てくる、我々が想像もつかないような企業が経営破綻に陥っていくという可能性もありますので、その意味でも、今回の審議というのは非常に重要になるのではないかと思います。

専門部会は今日が2回目にして、後何回かありますので、そのときそのときでお話はさせていただきますけれども、やはり全体像を見ながら審議をしないと、一部分だけを見ると少し偏向的な意見になると思いますので、今後もそういった観点で意見を申し述べたいと思いますし、数字でお示しできるものは数字でお示ししたいと思います。

それと、先ほど28円の根拠と言われたと思いますが、誰も説明できないと思います。だって説明するだけの根拠が無いですから。どこの数字を取って説明して1枚のペーパーにできるかといったら、中央最低賃金審議会は、一生懸命、資料を作られるわけですが、それでもって資料が出ていないわけですから、我々ができるわけがない。けれども、やはり知りたい、一部分でも知りたい、その根拠を知りたい。政府の圧力があつたからですとは言えないでしょう。けれども、少なくともこの数字を出すためには、中央最低賃金審議会というのはその根拠になるべきものを示さないと、全国の皆さんに対する責任を全うできないと思うのですよ。それだったらもう中央最低賃金審議会など無しにしてもらいたい、日本でもう決めてもらいたい。

それと、今日の資料で、最後に一つだけ言わせてください。

田村厚生労働大臣の意見が出ていましたね。今日の資料の44ページに引上げ額の目安が28円、引上げ率3.1%、全国加重平均930円とあり、右の方に経済財政運営と改革の基本方針2021と書いてありますよね。その2行目、「賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である」と書いてある。格差是正には最低賃金の引上げが不可欠であると書いてあるのですね。そうであれば、なぜ全国一律28円なのか。

格差是正になっていないのではないですか。大本のこの考え方自体がおかしい。28円上がれば確かにパーセンテージは縮まりますよね。そういう意味の格差是正を恐らく労働者側の方はおっしゃっておられないと思います。そう考えるのであれば、恐らく労働者側としても、中央は28円で地方は30円とか、そういうお考えが必要なのですよね。ですから、この感覚自体がおかしいと思います。ただ、それに賛成するかどうかは別ですが、そういうことを今日の資料で思いました。

すみません、長くなりました。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますでしょうか。

○河村委員 すみません、資料の中で確認をさせていただきたいのですが、今日の資料の3ページです。毎年同じようなことを聞いているかもしれませんが、基礎調査の概要のところ記載があるのですけれども、今回一定の方法により選定抽出した1,472事業所、これは3の(1)から(8)までのこれに適用する事業所から抽出をされていると思うのですけれども、これの対象事業所の総数を御存じでしたら教えていただきたいです。また、4の(2)の労働者の部分で合計91,154人、これは復元値ということで発言があったかと思いますが、これの復元前の人数と、できれば分布も教えていただきたいと思っています。ありますでしょうか。

○今井賃金室長 今すぐにお答えできないので、次回るときに用意して回答させていただくことでよろしいでしょうか。

○河村委員 はい、結構です。よろしくお願いします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○中野委員 1点、今のところでいいでしょうか。

○佐藤部会長 はい、お願いします。

○中野委員 公益委員の中野です。本日の資料の52の1ページの中で、業務改善助成金の活用促進のことでいろいろ拡充されるということで、この52の2ページを見てみますと、最低賃金の引上げに伴い、特に影響を受けられる業界団体に対して周知協力ということで、これを配布されるように考えられていると思うのですが、この内容を見てみると、業務改善助成金だけが特に取り上げられています、別の助成金として賃金引上げのときに活用できるなと思うもので、キャリアアップ助成金の中に賃金規定等改定コースがあるのですが、それも紹介してあげられたらすごくいいのかなと思いますので、それを

少し検討していただきたいです。また、これからいろいろと審議をする中で私が考えるのは、特定最低賃金が809円なのですが、それを超えるような地方最低賃金が出てくると、その辺に影響があるのかなというところと、後、130万円の壁、今、社会保険に入らないで扶養の範囲内で働いている人が、どんどん時給が、最低賃金が上がっていくということになると、扶養の範囲内で働けなくなって就業調整しないといけないというようなところも聞いていますので、その辺も考えながら本当に地方に合った賃金額、最低賃金額というものを検討していかないといけないのかなと思います。以上、私の意見を述べさせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 130万円を最低賃金の論に出したら話が変わると私は思いますので、それは別問題だと思います。

○中野委員 議論をしていく中で130万円をもっと上げるなど、そういうところを国に要請していかないといけないのではないかなと思います。

○田中委員 ですから、最低賃金の論とは別問題で、そういうところは議論には少し関係ないと思います。

○中野委員 では、それは撤回します。

○田中委員 はい。

○宮城委員 すみません、よろしいですか。

○佐藤部会長 はい、どうぞ。

○宮城委員 業務改善助成金についてです。働き方改革の中で、この業務改善助成金を申請して助成金を受け取るようにということで、国での事業というところなのですが、企業の方にお伺いすると、なかなか申請しにくい内容だということをおっしゃられます。そこで、質問なのですが、次回の専門部会の際でいいのですが、前年度あるいは前年に鳥取県内で何件、幾らの申請があつて、実際に受給をされた方が何件でどれぐらいあるかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

それと、いわゆる予算としてどれぐらいになっているかという全体の目標数字がありますよね。鳥取県内でいえば、全国の人口の約200分の1の県民の方がお住まいです。ただし、企業は東京と首都圏など大きなところに集中しておりますので比較はできないとは思いますが、全体の数字のどれぐらいの進捗率なのか、それと全国でどれぐらい予

算に対して執行状況があったのか、もしも数字で分かる部分があれば教えていただきたいと思っております。以上です。

○佐藤部会長 事務局の方、お願いします。

○高橋労働基準部長 いろいろ御意見頂いた中で、まず目安の中で28円の根拠でございますが、確かにこの特定の指標からこの28円を出したのではなくて、いろんな指標を総合的に勘案して、平成28年度から令和元年度までの最低賃金の3%から3.1%に引き上げた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、マクロ的に見た際の雇用情勢に大きな影響を与えたとまでは言えないと考えられますが、はっきりこの計算式で28円になりますというのは、事務局としても説明できないところでございます。

また、地域間格差の話でございますが、目安の公益委員見解の中に地域間格差については、目安に関する公益委員見解の2の(1)の⑥に地域間格差の話がありまして、地域間格差につきましては、公益委員見解をそのまま読み上げますと、「地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金の上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること」とされています。

○宮城委員 ここですよ、Aランクは0円とか、多くても1円だったり、Bランクは2円だとか。

○高橋労働基準部長 前回の本審の机上配付資料の151ページ、目安小委員会の資料を配付させていただいたものの中に、賃金改定状況調査の第4表で、賃金上昇率が、Aランクが0.5%、Bランクが0.1%、Cランクが0.5%、Dランクが0.3%ということで、この賃金上昇率を見ますと、AランクとCランクが高くなっていると、それでBランクが0.1%しか上がってないということなのですけれども、そこを地域間格差を勘案して一律ということで28円にされています。

さらに、キャリアアップ助成金の御質問を頂きましたが、確かにキャリアアップ助成金も賃上げに資するものでございます。ほかにも働き方改革の助成金もありますが、今回、経済財政諮問会議も田村厚生労働大臣からの説明等がありました。今回業務改善助成金を大幅に要件を見直して、45円コースを作ると共に、上限額を増やしたりとか、そういうのを生産性の向上によって賃金を上げやすい環境作りのための助成金ということで、こちらを今回改正、要件を見直して打ち出していますので、これを労働局といたしましても利

用していただくように周知、利用促進が重要だと考えておりますので、今回、労働局が今時点で考えている取組内容を資料でお示ししたところでございます。

後、業務改善助成金の実績については、データがございますので、次回の専門部会でお示しさせていただきます。業務改善助成金の予算額の積算については、鳥取県など県ごとの実績額の積上げではなく、全国の実績額等で算出していると考えられますが、本省に確認させていただきます。

さらに、予算額とそれに対する実績でございますか、その対比につきまして、令和2年度の決算等で確認できると考えられますので、本省に確認させていただきます。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

御意見等無ければ、先に進ませていただきます。

それでは、議事の3、鳥取県最低賃金の改正審議についてに進みたいと思います。

前回の専門部会で、双方から、金額審議に当たり基本的な考え方というものを伺わせていただきました。そこで、これから実際に金額審議に入っていきたいと思うところです。労働者側、使用者側、それぞれの御意見を頂きたいところなのですが、その前に一旦専門部会を休会させていただきます。田中委員と宮城委員と私との三者で、今後の進め方について打合せをさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○田中委員 はい。

○佐藤部会長 よろしいでしょうか。それでは、一旦専門部会を休会させていただき、打合せをさせていただきますので、事務局に場所の準備をお願いしたいと思います。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 では、専門部会を再開します。労働者側、使用者側それぞれの御意見を頂きたいと思いますが、その前に各側で協議が必要でしょうか。

○宮城委員 次回は必要だと思いますが、今日のところは不要です。

○佐藤部会長 それでは、双方から御主張を伺いたいと思います。

では、労働者側からお願いします。

○田中委員 外も暑いし、この中の議論も熱いし、使用者側も大変だしということは重々分かるのですが、やはり28円の根拠を示されないのも私自身、本当は理解しているのですが、そうはいつでも、出た以上はこれを最大限尊重することは、審議の中では一番重要ではなかろうかなと思っております。



過去の論を言いますと、この三者構成で、日本単独最低賃金だけはやはりやめようという議論を深めたこともございますし、そういうことを考えれば目安を尊重し、また、今、Dランクで1円の格差が二分されていまして、それも鳥取県より経済指標の高い九州を中心とするところ、今793円なのですよね。そう考えれば、28円プラスアルファということも視野に入れる必要があると思いますし、この28円、単年度で見たら非常に高いのですが、勝手に言っていますけれども、2年分とするならば、昨年2円上がっていますので、30円プラスアルファということで、平均すれば1年につき15円プラスアルファぐらいの数字でして、尊重していかなければならないのではないかなという思いを持っています。

ただ、一番重要でありますアンケート結果や、種々頂いておりますこの資料の中で、具体的な数字は次回辺りにはお示しして、何とかこの三者協議を大切にしていって着地点を見いだしていきたいなど、このように考えております。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、使用者側、お願いします。

○宮城委員 今日、アンケート結果の内容についてということで1枚物を配らせていただいております。最終的な数字は若干違ってくるのでしようけれども、最終のものはまたとして、途中経過ということで御説明させていただきます。

これを見ていただくと分かる通り、前回の審議会の資料にありましたアンケート調査の内容を再度確認するためにマトリックスを使わせていただきました。内容を若干説明させていただきますと、使用者が81社、労働者が76名。使用者81社のうち、改正の必要無しというのが45社、55.6%、改正するべきというのが31社で38.3%、無回答やどちらでもないというのが5社ありまして、6.2%です。同様に、労働者の方は76名いらっしゃって、改正の必要無しが19名で25%、改正するべきが52名で68.4%、無回答やどちらでもないというのが5名で6.6%ということで、当然のことながら、使用者より労働者の方が改正するべきという割合は大きいです。

その中で、米印で下に書いてあるのですが、改正するべきで改正金額800円以下を回答した使用者が31社のうち11社でした。労働者は、52名のうち14名が800円以下を目標としています。改正するべきと回答した31社の中に入っているのですが、改正金額792円未満を回答した使用者が3社あり、労働者も1名いらっしゃいました。これは最低賃金への認識が違っていたのか、あるいは使用者側としては下げるべきだという改

正すべきの意見だったのか、その辺は定かではないのですけれども、改正すべきで引き下げてほしいというのが3社あるというところです。

私どもがこの審議でスポットライトを当てたいのは、非正規労働者だと思っておりますので、今時点で非正規労働者に限って労働者の分析をしたところ、非正規の方が30名いらっしゃって、改正必要無しというのが7名、改正すべきが23名でした。当然のことながら改正する必要があるというのは全体よりも高いことが見てとれると思います。

非正規のうち、もっと的を絞って生計主体者、こういう方が8名いらっしゃり、やはりこの方々の意見を中心になって考えないといけない。8名いらっしゃって改正必要無しが2名で25%、改正すべきが6名で75%ということで、これは少し意外な数字でした。もっと掘り下げますと、改正すべきという方で改正金額が800円以下を回答した労働者が6名いらっしゃるのですね。23名のうち6名、うち生計主体者が3名。この数字は少し分かりませんが、書かれた数字ですからそのまま取らせていただいて、非正規労働者の生計主体者8名のうち、800円を超える回答をしたのは3名いらっしゃいました。この3名なのですけれども、時給830円の方が改正後の最低賃金を850円にしてください、同じように、1,000円の方が900円にしてください、1,240円の方は1,000円にしてくださいという回答だったのですね。830円の方は自分の金額より高くしてくれとなっているのですが、2番目、3番目の人は自分より低くて、自分は一般より高いので、でもこれぐらいはしてあげないといけないでしょうという感覚だろうと思います。

最終的にアンケート内容に対する意見なのですけれども、改正必要無しの労働者が76名中19名もいたのは予想外でして、もっと多いのかなと思いました。先ほど言いましたように、改正後の金額を800円以下と回答したのは、使用者11社、労働者14名で、最低賃金792円以下の労働者は6名いました。これを見ますと、労働者の方も敏感に何かしらのことをお考えになっておられるのかなと思います。それだけ会社の状況が厳しいという思いを持っておられる方がいらっしゃるかもしれませんし、厳しいけれど、現状の給与で何とか切り詰めながら生活はできていますからねと、という思いかもしれません。その辺は分からないのですが、そういうことが数字から見てとれる。

最終的にこの地域の状況を勘案すると、やはり上げる状況ではないというのが我々の共通した意見です。労働者もここに記載しておりますとおり、コロナ禍での厳しい状況をやはり理解しておられるのだなど、ひょっとしたら周りの人で解雇や雇止めになった人もい

るかもしれない。その辺のところの意見を酌んだところなのかなとも思っております。

先ほど説明がありましたけれども、第4表に、パートの賃金上昇率について、令和3年度で数字が出ていたのですが、0.3%、792円から0.3%とすると、切り上げると3円、これが普通の流れで行けば常識の範囲内、そういう数字的なものであれば説明もつく。最低賃金を話すのならば、アンケートの内容を最大限尊重しても800円というところだと思います。目安28円からは非常にかげ離れていると思います。今年の賃上げですか、ベアやそういったものも見てみると、2%を若干切るような数字なので、それを勘案しても、どこで28円が出るのかなというのは非常に疑問です。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、双方から御意見を伺いましたが、ほかの委員の方で何か主張されたいということはありませんでしょうか。無いですか。

公益の方も大丈夫ですか。

ありがとうございます。

それでは、2回目の専門部会でしたが、金額審議がいよいよ始まりました。次回、双方からまた御意見を拝聴して、具体的な金額審議を進めてまいりたいと思います。

また、本日事務局より名目GDPの推移等の説明がありました。有効求人倍率や消費者物価指数の指標について、全国の状況と鳥取の状況が一目で比較できるような資料を作成していただき、次回以降の専門部会の方に提出していただくようお願いいたします。

○今井賃金室長 はい、お話のとおり鳥取県のデータ等を確認して、資料作成させていただきます。

○佐藤部会長 よろしく申し上げます。

では、何か本日の審議で言い足りなかったことなどありますでしょうか。特に無ければ、本日の審議の方を終了したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、4番目、その他について、事務局、何かありますでしょうか。

○今井賃金室長 その他といたしまして、8月の各委員のスケジュールを確認させていただいた結果を打ち合わせしたいと思います。お手元に日程の案をもう一度お配りしております。まず、8月5日9時開催予定の専門部会でございますけれども、出席者、全員出席予定でございますが、一部の委員の日程の都合で開始時間を9時から繰り下げて10時15分からとさせていただきたいということで、事務局から提案をさせていただきます。

8月5日15時30分開催予定の第528回本審でございますが、公益委員1名のみの欠席の予定でございます。会長、会長代理は御出席の予定でございます。予備日の8月6日9時開催予定の専門部会は、部会員全員御出席の予定でございます。予備日8月6日15時30分開催予定の本審は、公益委員1名欠席、労働者側代表委員1名欠席の予定となっております。

以上が、再度、各委員のスケジュールを確認させていただいたところの状況の報告と、開催時刻の変更の提案を報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。すみません、私が見落としていたのですが、実はこの10時15分にしてくれとお願いしたのは私なのですけれども、それは5日ではなくて6日の方です。

○今井賃金室長 6日の方ですね、失礼しました。

○佐藤部会長 6日の方が早朝に少し用事がありまして、10時15分にさせていただきたいとお願いしたところで、第4回は9時でも大丈夫です。

○今井賃金室長 そのままで。

○田中委員 では、まあ9時半にしましょう。

○佐藤部会長 では、第4回の開始を9時半でお願いします。

第5回があるとすれば、10時15分開始でお願いをしたいと思います。

すみませんが、そのように変更させてください。よろしいでしょうか。

では、本日の専門部会をこれにて終了したいと思います。本日はありがとうございました。

署名

部会長

委員

委員